

平成19年10月31日  
新潟市契約課  
新潟市技術管理課

入札参加業者 各位

### 総合評価一般競争入札における価格評価点 の補足説明について（通知）

日頃より，入札・契約制度にご理解ご協力をいただきありがとうございます。  
平成19年9月27日付でお知らせしました（市ホームページに掲載）「総合評価  
一般競争入札における低入札価格調査制度の導入と価格評価点の変更について（通  
知）」の内容を，下記のとおり補足しますので，よろしく願います。

#### 記

##### 価格評価点の算定方法（配点基準価格）の補足について

価格評価点の算定基準となる「配点基準価格」については，従来の最低制限価格  
と同様に計算した数値（以下「基準数値」という。）以上，予定価格以内の最低入札価  
格とします。

ただし，全員の入札価格が，基準数値を下回った場合は，基準数値を配点基準価  
格とします。（別紙参照）

##### 配点基準価格の例（価格は税抜）

予定価格	50,000,000円
基準数値（事後公表）	39,990,000円
配点基準価格	
最低入札価格（基準数値以上，予定価格以内）が <u>40,000,000円</u> の 場合の配点基準価格	<u>40,000,000円</u>
全員の入札価格が <u>39,990,000円</u> （基準数値）を下回った場合の 配点基準価格	<u>39,990,000円</u>

昨年度試行した総合評価一般競争入札では、技術点が高得点であるにもかかわらず最低制限価格を僅かに下回ったため無効となる入札が発生しました。

このため今後行う総合評価一般競争入札は、低入札価格調査制度を導入することで、無効入札をなくして評価していくことにします。

しかしながら、「低価格の入札 = 価格評価点が高得点」も問題があるので、次の方法に変更して、従来の最低制限価格を下回る額の入札を減点することとします。

**価格評価点の算定方法**  
 従来の制限内（注）の最低入札価格 = 配点基準価格（以下「A」とします。）  
**（補足）** ただし、全員の入札価格が最低制限価格と同様に計算した数値（基準数値）を下回った場合は、基準数値を配点基準価格とします。

ア 入札額が配点基準価格以上の場合  
 価格評価点 = 配点（80点満点）× A / 入札額

イ 入札額が配点基準価格未満の場合  
 価格評価点 = 配点（80点満点） / { 1 + (A / 入札額 - 1) × 3 }

（注）従来の最低制限価格と同様に計算した数値（基準数値，事後公表）以上，予定価格以内とします。

従来の最低制限価格を下回る額であることから3倍前後の割合で減点

改定後の価格評価点算定の例

金額は千円単位

予定価格	50,000
配点基準価格(A)	40,000

配点	80点満点
----	-------

入札額	落札率	配点	満点との差
35,000	70.0%	56.00	-24.00
36,250	72.5%	61.05	-18.95
37,500	75.0%	66.67	-13.33
38,750	77.5%	72.94	-7.06
40,000	80.0%	80.00	0.00
41,250	82.5%	77.58	-2.42
42,500	85.0%	75.29	-4.71
43,750	87.5%	73.14	-6.86
45,000	90.0%	71.11	-8.89
46,250	92.5%	69.19	-10.81
47,500	95.0%	67.37	-12.63
48,750	97.5%	65.64	-14.36
50,000	100.0%	64.00	-16.00

基準額を10%  
下回ると  
24点減点

落札率が  
10%差でも、  
低価格の減  
点が多い。

基準額を10%  
上回ると  
約9点減点

